

「七十七愛の募金会」社会福祉活動助成実施要項

1. 趣 旨

「七十七愛の募金会」は七十七銀行役職員の自主参加による募金組織で、1994年11月に発足したものであるが、その活動の一環として、今般、宮城県内のボランティアグループを中心に助成を行うものである。

2. 対 象

地域の社会福祉向上のため、地道にボランティア活動を実践している以下の民間グループで、各市町村の社会福祉協議会の推薦のあるもの。

○心身障害児・者を対象とするグループ

(例えば身の回り介助、車椅子・外出介助、給配食サービス)

○高齢者を対象とするグループ (例えば、入浴・清掃・給配食サービス)

○動物の保護等を対象とするグループ

○被災者への支援を対象とするグループ

3. 申請方法

所定の用紙に必要事項を記入し、各市・地方の社会福祉協議会から宮城県社会福祉協議会を経由して七十七愛の募金会事務局（七十七銀行総務部総務課内）に提出する。

4. 審査方法

七十七愛の募金会の運営委員会で審査決定し、各市・地方の社会福祉協議会を通じ通知する。

5. 助成金額

1グループにつき10万円。募金実績に応じて最大で5グループへの助成を予定している。

6. 贈 呈

募金会事務局または最寄りの七十七銀行支店勤務の会員より直接贈呈する。

※ 振込により贈呈を行う場合がある。

7. 問い合わせ先七十七銀行愛の募金会事務局（七十七銀行総務部総務課内）

仙台市青葉区中央三丁目3番20号 Tel022-267-1111

以 上